

## ○ 会議の公開等について

### 1. 会議の公開取り扱い

- (1) 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、会議の公開により、公正かつ円滑な審議が著しく阻害される等の特別の事情が見込まれる場合は、会長の判断により制限もしくは非公開とすることができるものとする。
- (2) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。希望する者に傍聴を認める場合は、定員を5名（受付順）とする。

### 2. 議事録の取り扱い

- (1) 会議の要点を筆記した議事録を作成するものとする。
- (2) 議事録は、会長が承認し確定するものとする。
- (3) 確定した議事録のうち主な意見について、発言者等特定できる部分を除いて、ホームページで公開するものとする。  
なお、坂出市情報公開条例に基づく議事録の情報開示請求があった場合については、同条例に基づき請求者に開示するものとする。